



島根県報

令和2年7月7日（火）

第 121 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定（障がい福祉課） 2

障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定（ ” ） 2

障害福祉サービス事業廃止の届出

保安林予定森林（2件）（森 林 整 備 課） 2

保安林の指定（2件）（ ” ） 3

【特定調達公告】

貸出用タブレット端末調達に係る随意契約の相手方等（教 育 指 導 課） 4

島根県立学校教育ネットワークサービス利用に係る随意契約の相手方等（ ” ） 4

【正 誤】

令和2年3月31日付け島根県報第93号中（病 院 局） 5

告 示

島根県告示第444号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年7月7日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人邑智福祉振興会	短期入所	くろみ邑美園児童部	島根県邑智郡邑南町中野 3595番地18	令和2年7月1日

島根県告示第445号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年7月7日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ケアステーションやわらぎ	地域移行支援 地域定着支援	ケアプランやわらぎ	島根県出雲市知井宮町 1192-9	令和2年7月5日

島根県告示第446号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月7日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市幸町字元山802-20、803-5、803-12、803-15、803-18、803-32、803-33、栄町字元山803-16

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第447号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町千原983-2、987-2、996-2、996-3、998-2、998-3、1356-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市八雲町熊野2220、2274-3、2274-5、2276-2、2276-4、2276-5、2281-1、2282-1、4306から4308まで、5920-3、5921-18から5921-20まで、5922-3、5922-11から5922-13まで、5922-15、5923-1

2 指定の目的

水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第449号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年7月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
松江市鹿島町上講武字井手ノ上1314
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年7月7日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 件名及び数量
貸出用タブレット端末 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 島根支店長 三浦 隆 島根県松江市東朝日町102番地
- 5 随意契約に係る契約金額
35,343,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年7月7日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 件名及び数量
島根県立学校教育ネットワークサービス利用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年6月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社 代表取締役社長 白波瀬 章
大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーC13階
- 5 随意契約に係る契約金額
34,659,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。

正**誤**

令和2年3月31日付け島根県報第93号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
30	下から5	妊婦健康診査の項を次のように改める。 妊婦健康審査	妊婦健康診査